

青森県報

号外第二十四号

平成十六年
三月三十一日
(水曜日)

目次

条例

青森県条例の一部を改正する条例……………(税務課)…一
青森県条例の特別措置に関する条例の一部を改正する条例(同)…七

条例

青森県条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成十六年三月三十一日

青森県知事 三 村 申 吾

青森県条例第四十二号

青森県条例の一部を改正する条例

青森県条例(昭和二十九年五月青森県条例第三十六号)の一部を次のように改正する。

第十節 狩猟者登録税(第百六十九条 第百七十六条)を「第十節及び

第十一節 削除」に、「第三節 入猟税(第二百五十五条 第二百八条)」を「第三節 狩猟税(第二百五十五条 第二百二十二条)」に改める。

第四条第一項中第九号を削り、第十号を第九号とし、同条第二項第三号を次のように改める。

三 狩猟税

第六条第一項中、「狩猟者登録税」を削り、「入猟税」を「狩猟税」に改める。

第五十五条の二十八中「第三十七条の第十二項に規定する証券業者」を「第三十七条の十一の第三項第一号に規定する証券業者等」に改める。

第九十三条の四に次の二項を加える。

14 防災街区整備事業組合又は密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律第六十五条第三項に規定する事業会社(以下本項及び次項において「事業会社」という。)が、同法第二条第五号に規定する防災街区整備事業(次項において「防災街区整備事業」という。)の施行に伴い同法第一百七十六条第六号に規定する防災施設建築敷地(以下本項及び次項において「防災施設建築敷地」という。)若しくは同法第二百二十四条第二項に規定する個別利用区(以下本項及び次項において「個別利用区」という。)内の宅地を取得し、又は同法第一百七十五条第五号に規定する防災施設建築物(以下本項及び次項において「防災施設建築物」という。)を新築した場合において、当該不動産の取得の日から防災施設建築敷地又は個別利用区内の宅地の取得にあつては三年、防災施設建築物の取得にあつては六月以内に、防災街区整備事業組合にあつては同法第二百四十四条第一項に規定する組合員(同法第二百四十五条に規定する参加組合員を除く。)に、事業会社にあつては同法第二百五条第一項第二号若しくは第七号に掲げる者に当該不動産を譲渡したときは、当該防災街区整備事業組合又は事業会社による当該不動産の取得に対する不動産取得税に係る徴収金に係る納税義務を免除する。

15 第二項から第七項までの規定は、防災街区整備事業組合又は事業会社が防災街区整備事業の施行に伴い防災施設建築敷地、個別利用区内の宅地又は防災施設建築物を取得した場合における不動産取得税額の徴収猶予及びその取消し並びに当該不動産取得税に係る徴収金の還付について準用する。この場合において、第二項中「敷地」とあるのは「防災施設建築敷地又は個別利用区内の宅地」と、「施設建築物」とあるのは「防災施設建築物」と、第三項中「市街地再開発組合」とあるのは「防災街区整備事業組合又は事業会社」と、「組合員」とあるのは「者」と、第五項中「第一項」とあるのは「第十四項」と、「市街地再開発組合」とあるのは「防災街区整備事業組合又は事業会社」と、第六項中「市街地再開発組合」とあるのは「防災街区整備事業組合又は事業会社」と読み替えるものとする。

第九十三条の五第一項中「若しくは商店街振興組合」を「又は商店街振興組合」に、「県若しくは」を「県又は」に、「若しくは」の資金の貸付け若しくは「を」又は口

の資金の貸付け又は」に、「第三十九条の五第一項」を「第三十九条の五」に、「若しくは所屬員」を「又は所屬員」に改め、「又は事業協同組合等若しくは商工組合が、環境事業団の設置し、若しくは造成した施設の用に供する不動産で同条第二項に規定するものを取得した場合において当該不動産の取得の日から五年以内に当該事業協同組合等若しくは商工組合の組合員に当該不動産を譲渡したとき」及び「又は商工組合」を削る。

第二章第十節及び第十一節を次のように改める。

第十節及び第十一節 削除

第六百六十九条から第八百八十五条まで 削除

「第三節 入猟税」を「第三節 狩猟税」に改める。

第二百十五條（見出しを含む。）中「入猟税」を「狩猟税」に改める。

第二百十六條を次のように改める。

（狩猟税の税率）

第二百十六條 狩猟税の税率は、次の各号に掲げる者に対し、それぞれ当該各号に定める額とする。

一 網・わな猟免許又は第一種銃猟免許に係る狩猟者の登録を受ける者で、次号に掲げる者以外のもの 一万六千五百円

二 網・わな猟免許又は第一種銃猟免許に係る狩猟者の登録を受ける者で、当該年度の都道府県民税の所得割額を納付することを要しないもののうち、法第二十三条第一項第七号に規定する控除対象配偶者又は同項第八号に規定する扶養親族（第二百十九條第一項第三号において「扶養親族等」という。）に該当する者（農業、水産業又は林業に従事している者を除く。）以外の者 一万千円

三 第二種銃猟免許に係る狩猟者の登録を受ける者 五千五百円

2 狩猟者の登録が次の各号に掲げる登録のいずれかに該当する場合における当該狩猟者の登録に係る狩猟税の税率は、前項の規定にかかわらず、同項に規定する税率に当該各号に定める割合を乗じた税率とする。

一 放鳥獣猟区（鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成十四年法律第八十八号）第六十八條第二項第四号に規定する放鳥獣猟区をいう。次号において同じ。）のみに係る狩猟者の登録 四分の一

二 前号の狩猟者の登録を受けている者が受ける放鳥獣猟区及び放鳥獣猟区以外の場所に係る狩猟者の登録 四分の三

第二百十七條（見出しを含む。）中「入猟税」を「狩猟税」に改める。

第二百十八條を次のように改める。

（狩猟税の徴収方法）

第二百十八條 狩猟税の徴収については、証紙徴収の方法による。ただし、特別の事情により知事がこれにより難いと認める場合は、普通徴収の方法による。

2 前項ただし書の規定により狩猟税を普通徴収の方法によつて徴収する場合の納期は、納税通知書に定めるところによる。

第二百十八條の次に次の四條を加える。

（狩猟税の申告）

第二百十九條 狩猟税の納税義務者は、狩猟税を課される事実が発生した場合においては、その発生した日に次に掲げる事項を記載した狩猟税申告書を知事に提出しなければならぬ。

- 一 納税義務者の住所、氏名及び職業
- 二 狩猟免許の種類、狩猟をする場所及び狩猟者の登録年月日
- 三 当該年度の都道府県民税に係る所得割額の納付義務及び扶養親族等に関する事項
- 四 前三号に掲げるもののほか、知事が必要と認める事項

2 前項の場合において、当該納税義務者が第二百十六條第一項第二号に規定する税率の適用を受ける者であるときは、当該申告書に、同号に規定する税率の適用があるべきことを証する書類を添付しなければならない。

（狩猟税の証紙による納付方法等）
第二百二十條 狩猟税の納税義務者は、その納付すべき税額に相当する青森県収入証紙を前条第一項の狩猟税申告書にはつて狩猟税を納付しなければならない。

2 徴税吏員は、前項の規定により青森県収入証紙をはつた狩猟税申告書の提出があつた場合において狩猟者登録証の交付を確認したときは、当該申告書と当該証紙の彩紋とにかけて、規則で定める印で判明にこれを消さなければならない。

（狩猟税に係る不申告に関する過料）

第二百二十一條 狩猟税の納税義務者が第二百十九條第一項の規定によつて申告すべき事項について正当な事由がなくて申告をしなかつた場合においては、その者に対し、三万円以下の過料を科する。

2 前項の処分は、知事が定める。

（納期限後に納付する狩猟税の延滞金の納付）

第二百二十二條 狩猟税の納税者は、第二百十八條第二項の納期限（納期限の延長が

あつたときは、その延長された納期限)後にその税金を納付する場合においては、当該税額に、法第七百条の六十三第一項の規定による延滞金額を加算して納付しなければならぬ。

附則第三条の二中、「第七百七十六条」を削り、「及び第二百一十一条」を、「第二百一十一条及び第二百二十二条」に改める。

附則第三条の三第一項中「三十六万円」を「三十五万円」に改め、同条の次に次の一条を加える。

(居住用財産の買換え等の場合の譲渡損失の損益通算及び繰越控除)

第三条の四 県民税の所得割の納税義務者について、法附則第四条第一項の規定の適用がある場合には、同条第四項第一号に規定する居住用財産の譲渡損失の金額については、附則第七条第一項後段の規定は、適用しない。

2 県民税の所得割の納税義務者について、法附則第四条第三項の規定の適用がある場合には、当該納税義務者の前年前三年内の年に生じた同条第四項第二号に規定する通算後譲渡損失の金額(本項の規定により前年において控除されたものを除く。)は、附則第七条第一項後段の規定にかかわらず、政令附則第 条第 項第 号に規定するところにより、当該納税義務者の附則第七条第一項に規定する長期譲渡所得の金額、附則第八条第一項に規定する短期譲渡所得の金額、総所得金額、退職所得金額又は山林所得金額の計算上控除する。

(特定居住用財産の譲渡損失の損益通算及び繰越控除)

第四条 県民税の所得割の納税義務者について、法附則第四条の二第一項の規定の適用がある場合には、同条第四項第一号に規定する特定居住用財産の譲渡損失の金額については、附則第七条第一項後段の規定は、適用しない。

2 県民税の所得割の納税義務者について、法附則第四条の二第三項の規定の適用がある場合には、当該納税義務者の前年前三年内の年に生じた同条第四項第二号に規定する通算後譲渡損失の金額(本項の規定により前年において控除されたものを除く。)は、附則第七条第一項後段の規定にかかわらず、政令附則第 条第 項第 号に規定するところにより、当該納税義務者の附則第七条第一項に規定する長期譲渡所得の金額、附則第八条第一項に規定する短期譲渡所得の金額、総所得金額、退職所得金額又は山林所得金額の計算上控除する。

附則第四条の五第一項中「特定配当等」の下に「(租税特別措置法第四条の二第九項及び第四条の三十項の規定の適用を受けるものを除く。)」を加える。

附則第六条の三第四項中「平成十五年十二月三十一日」を「平成二十年十二月三十一日」に改める。

附則第七条第一項中「から同法第三十一条第一項に規定する」を「に対し、」に、「特別控除額(」を「金額(」に、「若しくは第三十六条第一項の規定又は同法第三十三条第四項(同法第三十三条の二第三項において準用する場合を含む。)、第三十六条の二第三項(同法第三十六条の六第二項において準用する場合を含む。)(若しくは第三十七条第六項(同法第三十七条の五第二項、第三十七条の七第四項若しくは第三十七条の九の二第四項において準用する場合を含む。))」を「又は第三十六条第一項に、」計算される当該特別控除額)を控除した金額(」を「同法第三十一条第一項に規定する長期譲渡所得の金額から控除する金額を控除した金額とし、これらの金額につき、」百分の二」を「百分の一・六」に改め、同項に後段として次のように加える。

この場合において、長期譲渡所得の金額の計算上生じた損失の金額があるときは、県民税に関する規定の適用については、当該損失の金額は生じなかつたものとみなす。

附則第七条第二項中「第一項」を「前項」に、「法附則第三十四条第三項第二号の規定により適用される所得税法第六十九条の規定の適用がある場合又は同項第三号の規定により適用される法第三十二条第八項若しくは第九項の規定の適用がある場合には、これらの規定の適用後」を「附則第八条第一項に規定する短期譲渡所得の金額の計算上生じた損失の金額があるときは、同項後段の規定にかかわらず、当該計算した金額を限度として当該損失の金額を控除した後」に改める。

附則第七条の二第一項中「平成十六年度」を「平成二十一年度」に、「前条第一項の規定」を「前条第一項前段の規定」に改め、同項第一号中「四千万円」を「二千万円」に、「百分の一・六」を「百分の一・三」に改め、同項第二号中「四千万円」を「二千万円」に、「百分の二」を「百分の一・六」に改め、同号イを次のように改める。

イ 二十六万円

附則第七条の二第二項中「平成十六年度」を「平成二十一年度」に、「第三十一条の二第二項第九号から第十四号まで」を「第三十一条の二第二項第十号から第十五号まで」に改め、同条第三項中「租税特別措置法第三十四条の二第二項第三号」に掲げる場合に該当することとなつた土地等につき同条第一項」を「、その有する土地等につき、租税特別措置法第三十三条から第三十三条の四まで、第三十四条から第三十五条

まで、第三十六条の二、第三十六条の五から第三十七条まで、第三十七条の四から第三十七条の七まで、第三十七条の九の二又は第三十七条の九の三」に改め、同条第四項中「第三十一条の二第二項第九号から第十四号まで」を「第三十一条の二第二項第十号から第十五号まで」に改める。

附則第七条の三第一項中「附則第七条第一項」を「附則第七条第一項前段」に、「同項」を「同項前段」に改める。

附則第八条第一項を次のように改める。

当分の間、所得割の納税義務者が前年中に租税特別措置法第三十二条第一項に規定する譲渡所得（同条第二項に規定する譲渡による所得を含む。）を有する場合には、当該譲渡所得については、第三十六条及び第三十七条の規定にかかわらず、他の所得と区分し、前年中の短期譲渡所得の金額に対し、課税短期譲渡所得金額（短期譲渡所得の金額）（同法第三十三条の四第一項若しくは第二項、第三十四条第一項、第三十四条の二第一項、第三十四条の三第一項、第三十五条第一項又は第三十六条第一項の規定に該当する場合には、これらの規定の適用により同法第三十二条第一項に規定する短期譲渡所得の金額から控除する金額を控除した金額とし、これらの金額につき第四項において準用する附則第七条第三項第一号の規定により適用される第三十六条の二の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）をいう。）の百分の三に相当する金額に相当する県民税の所得割を課する。この場合において、短期譲渡所得の金額の計算上生じた損失の金額があるときは、県民税に関する規定の適用については、当該損失の金額は生じなかつたものとみなす。

附則第八条第二項中「法附則第三十五条第四項において準用する法附則第三十四条第三項第二号の規定により適用される所得税法第六十九条の規定の適用がある場合又は同項第三号の規定により適用される法第三十二条第八項若しくは第九項の規定の適用がある場合には、これらの規定の適用後」を「附則第七条第一項に規定する長期譲渡所得の金額の計算上生じた損失の金額があるときは、同項後段の規定にかかわらず、当該計算した金額を限度として当該損失の金額を控除した後」に改め、同条第三項中「同項第一号」を「同項」に、「百分の二」と、同項第二号中「計算した金額の百分の百十に相当する金額」とあるのは「計算した金額」を「百分の一・六」に改める。

附則第八条の二第一項中「次条第一項及び第二項」を「次条第一項」に、「百分の二」を「百分の一・六」に改め、同条第五項中「第九条の五第一項」を「第九条の六第一項」に改める。

附則第八条の二の二第一項中「県民税の所得割の納税義務者」を「平成十六年度か

ら平成二十年度までの各年度分の個人の県民税に限り、所得割の納税義務者」に改め、「及び次項」を削り、「第三項まで」を「本項及び次項」に、「第四項の」を「第三項の」に、「百分の一・六」を「百分の一」に改め、同条第二項を削り、同条第三項中「規定により適用される第一項の」を削り、同項を同条第二項とし、同条第四項を同条第三項とする。

附則第八条の二の三第二項中「及び前条第一項から第三項まで」を「並びに前条第一項及び第二項」に改める。

附則第八条の二の四第一項中「これらの株式」を「当該株式」に改め、同条第三項中「及び第八条の二の二第二項から第三項まで」を「並びに第八条の二の二第一項及び第二項」に改める。

附則第八条の四の次に次の一条を加える。

（旧特定目的会社に係る事業税の課税の特例）

第八条の四の二 第五十六条第一項第一号の規定の適用については、当分の間、同号口中「特定目的会社」とあるのは、「特定目的会社（特定目的会社による特定資産の流動化に関する法律等の一部を改正する法律（平成十二年法律第九十七号）附則第二條第一項本文に規定する旧特定目的会社を含む。）とする。

附則第九条の三第一項中「次項」の下に「及び第三項」を加え、同条第二項中「エネルギー消費効率」の下に「（次項において「エネルギー消費効率」という。）」を加え、「附則第十条の二」を「附則第十条の二第一項」に、「もの（次項及び第四項）を「もの（以下本条）に、「許容限度（次項及び第四項）」を「許容限度（次項、第四項及び第六項）」に改め、同条第四項中「前二項」を「第二項又は第四項」に、「第五條の二第四項」を「第五條の二第九項」に改め、同項を同条第六項とし、同項の前に次の一項を加える。

5 低燃費車のうち窒素酸化物の排出量が低窒素酸化物排出許容限度の四分の一を超えない自動車で地方税法施行規則附則第五条の二第七項に規定するもの（第三項の規定の適用を受ける自動車を除く。）及び優良低燃費車のうち窒素酸化物の排出量が低窒素酸化物排出許容限度の二分の一を超えない自動車（同条第八項に規定するもの）（第三項の規定の適用を受ける自動車を除く。）に対する第百五十二条の規定の適用については、当該自動車（平成十六年四月一日から平成十七年三月三十一日までの間に新車新規登録を受けた場合にあつては平成十七年度分の自動車税に限り、当該自動車（平成十七年四月一日から平成十八年三月三十一日までの間に新車新規登録を受けた場合にあつては平成十八年度分の自動車税に限り、前項の表の上欄に

掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句にそれぞれ読み替えるものとする。

附則第九条の第三項中「前項」を「第二項」に、「第五条の第二第三項」を「第五条の第二第六項」に改め、同項を同条第四項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

3 低燃費車でエネルギー消費効率が優れたものとして政令附則第十条の第二項に規定するもの（第五項において「優良低燃費車」という。）のうち、窒素酸化物の排出量が、窒素酸化物排出許容限度よりも厳しいものとして地方税法施行規則附則第五条の第二第四項に規定する許容限度（第五項において「低窒素酸化物排出許容限度」という。）の四分の一を超えない自動車と同条第五項に規定するもの及び電気自動車等に対する第百五十二条の規定の適用については、当該自動車が平成十六年四月一日から平成十七年三月三十一日までの間に新車新規登録を受けた場合にあっては平成十七年度分の自動車税に限り、当該自動車に平成十七年四月一日から平成十八年三月三十一日までの間に新車新規登録を受けた場合にあっては平成十八年度分の自動車税に限り、前項の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句にそれぞれ読み替えるものとする。

附則第十一条第三項中「の取得」の下に、「（前項の規定の適用がある場合の自動車の取得を除く。）」を加え、同条第五項を削り、同条第四項中「自動車排出ガスに係る保安上又は公害防止その他の環境保全上の技術基準（以下第六項までにおいて「排出ガス保安基準」という。）」を「排出ガス保安基準」に、「第十二条の二の第二項」を「第十二条の二の第三第八項」に、「同条第二項」を「同条第九項」に、「前項」を「前二項又は法附則第三十二条第六項若しくは第七項」に改め、同項を同条第五項とし、同条第三項の次に次の一項を加える。

4 道路運送車両法第四十一条の規定により平成十七年十月一日以降に適用されるべきものとして定められた自動車排出ガスに係る保安上又は公害防止その他の環境保全上の技術基準（次項及び第六項において「排出ガス保安基準」という。）に適合する自動車で政令附則第十六条の二の第六第七項に規定するものの取得（前項又は法附則第三十二条第六項若しくは第七項の規定の適用がある場合の自動車の取得を除く。）に対して課する自動車取得税の税率は、当該取得が平成十六年四月一日から平成十七年九月三十日までの間に行われたときに限り、第百九十三条の四及び第一項の規定にかかわらず、当該取得について本項の規定の適用がないものとした場合に適用されるべき同条又は第一項に定める率から、次の各号に掲げる自動車の区分に応じ当該各号に定める率をそれぞれ控除した率とする。

一 バス、トラックその他の地方税法施行規則附則第十二条の二の第三第七項に規定する自動車 百分の一

二 前号に掲げる自動車以外の自動車 百分の一
附則第十一条第六項中「第三項若しくは第四項又は法附則第三十二条第七項」を「前三項又は法附則第三十二条第六項若しくは第七項」に改める。

附則第十二条第一項中「平成十六年三月三十一日」を「平成十八年三月三十一日」に改め、同条第二項中「平成十一年四月一日から平成十六年六月三十日まで」を「平成十六年四月一日から平成十八年三月三十一日まで」に、「これらの規定中「二年」とあるのは、「三年」を、「第九十条第一項第一号中「二年」とあるのは、「三年（土地の取得の日から三年以内に特例適用住宅が新築されることが困難である場合として政令附則第六条の十七第四項に規定する場合には、四年）」と、第九十一条第一項中「二年」とあるのは、「三年（当該取得の日から三年以内に同条第一項に規定する特例適用住宅が新築されることが困難である場合として政令附則第六条の十七第四項に規定する場合には、四年）」に改め、同条第三項を削る。

附則第十三条第一項中「第十八条第六号」を「第四十九条第一項第六号」に改める。
附則第十三条の四中「平成十六年三月三十一日」を「平成十八年三月三十一日」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成十六年四月一日から施行する。

(県民税に関する経過措置)

2 次項から附則第八項までに定めるものを除き、改正後の青森県条例（以下「改正後の条例」という。）の規定中個人の県民税に関する部分は、平成十六年度以後の年度分の個人の県民税について適用し、平成十五年度分までの個人の県民税については、なお従前の例による。

3 改正後の条例附則第三条の四の規定は、所得割の納税義務者が平成十六年一月一日以後に行う所得税法等の一部を改正する法律（平成十六年法律第 号）第七条の規定による改正後の租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号。以下「新租税特別措置法」という。）第四十一条の五第七項第一号に規定する家屋又は土地若しくは土地の上に存する権利で同号に規定する譲渡資産に該当するものの譲渡に係る個人の県民税について適用し、所得割の納税義務者が同日前に行った所得税法等の一部を改正する法律（平成十六年法律第 号）第七条の規定による改正前の租税特

別措置法（以下「旧租税特別措置法」という。）第四十一条の五第三項第一号に規定する家屋又は土地若しくは土地の上に存する権利で同号に規定する譲渡資産に該当するものの譲渡に係る個人の県民税については、なお従前の例による。

4 改正後の条例附則第四条及び第八条の二の規定は、平成十七年度以後の年度分の個人の県民税について適用し、平成十六年度分までの個人の県民税については、なお従前の例による。

5 改正後の条例附則第四条の五第一項の規定は、平成十六年四月一日（以下「施行日」という。）以後に特定配当等（地方税法及び国有資産等所在市町村交付金及び納付金に関する法律の一部を改正する法律（平成十六年法律第 号）第一条の規定による改正後の地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）第二十三条第一項第十五号に規定する特定配当等をいう。以下この項において同じ。）に係る新租税特別措置法第四条の二第九項及び第四条の三第十項に規定する事実が生ずる場合について適用し、施行日前に特定配当等に係る旧租税特別措置法第四条の二第九項又は第四条の三第十項に規定する事実が生じた場合には、なお従前の例による。

6 改正後の条例附則第七条の規定は、所得割の納税義務者が平成十六年一月一日以後に行つた新租税特別措置法第三十一条第一項に規定する土地等又は建物等の譲渡に係る個人の県民税について適用し、所得割の納税義務者が同日以前に行つた旧租税特別措置法第三十一条第一項に規定する土地等又は建物等の譲渡に係る個人の県民税については、なお従前の例による。

7 改正後の条例附則第七条の二の規定は、所得割の納税義務者が平成十六年一月一日以後に行つた同条第一項に規定する優良住宅地等のための譲渡に該当する譲渡又は同条第二項に規定する確定優良住宅地等予定地のための譲渡に該当する譲渡に係る個人の県民税について適用し、所得割の納税義務者が同日以前に行つた改正前の青森県県税条例（以下「改正前の条例」という。）附則第七条の二第一項に規定する優良住宅地等のための譲渡に該当する譲渡又は同条第二項に規定する確定優良住宅地等予定地のための譲渡に該当する譲渡に係る個人の県民税については、なお従前の例による。

8 改正後の条例附則第八条の規定は、所得割の納税義務者が平成十六年一月一日以後に行つた新租税特別措置法第三十二条第一項に規定する土地等又は建物等の譲渡に係る個人の県民税について適用し、所得割の納税義務者が同日以前に行つた旧租税特別措置法第三十二条第一項に規定する土地等又は建物等の譲渡に係る個人の県民税については、なお従前の例による。

（不動産取得税に関する経過措置）

9 改正後の条例の規定中不動産取得税に関する部分は、施行日以後の不動産の取得に対して課すべき不動産取得税について適用し、施行日前の不動産の取得に対して課する不動産取得税については、なお従前の例による。

（自動車税に関する経過措置）

10 改正後の条例附則第九条の三第三項及び第五項の規定は、平成十七年度以後の年度分の自動車税について適用し、平成十六年度分までの自動車税については、なお従前の例による。

（狩猟者登録税に関する経過措置）

11 施行日前に狩猟者の登録を受けた者に対して課する狩猟者登録税については、なお従前の例による。

（自動車取得税に関する経過措置）

12 改正後の条例附則第十一条第三項から第六項までの規定は、施行日以後の自動車の取得に対して課すべき自動車取得税に対して適用し、施行日前の自動車の取得に対して課する自動車取得税については、なお従前の例による。

13 施行日前の改正前の条例附則第十一条第五項に規定する自動車の取得に対して課する自動車取得税については、なお従前の例による。

（狩猟税に関する経過措置）

14 改正後の条例の規定中狩猟税に関する部分は、施行日以後に狩猟者の登録を受ける者に対して課すべき狩猟税について適用する。

（入猟税に関する経過措置）

15 施行日前に狩猟者の登録を受けた者に対して課する入猟税については、なお従前の例による。

（罰則に関する経過措置）

16 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（青森県核燃料物質等取扱税条例の一部改正）

17 青森県核燃料物質等取扱税条例（平成十三年七月青森県条例第四十九号）の一部を次のように改正する。

「九 固定資産税」を「九 固定資産税」に、

「十 固定資産税」を「十 固定資産税」に、

「十一 核燃料物

「九 固定資産税

質等取扱税」を 十 核燃料物質等取扱税」に改める。

(青森県産業廃棄物税条例の一部改正)

18 青森県産業廃棄物税条例(平成十四年十二月青森県条例第七十八号)の一部を次のように改正する。

第十九条中「三 入猟税」を「三 狩猟税」に、 「三 入猟税」を「

三 狩猟税

四 産業廃棄物税」に改める。

青森県税の特別措置に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成十六年三月三十一日

青森県知事 三 村 申 吾

青森県条例第四十三号

青森県税の特別措置に関する条例の一部を改正する条例

青森県税の特別措置に関する条例(平成十一年七月青森県条例第三十五号)の一部を次のように改正する。

第二条中「平成十六年三月三十一日」を「平成十八年三月三十一日」に改める。

附 則

この条例は、平成十六年四月一日から施行する。

(発行所・発行人)
青森市長島一丁目一番一
号
青森県

(印刷所・販売人)
青森市第一問屋町三丁目番七
号
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行
定価小口一枚二付十五円一銭